

## 新潟県条例第1号

### 新潟県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

**第1条** 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）対策に要する経費の財源に充てるため、新潟県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すことができる。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際、基金に残高があるときは、当該残高に相当する金額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。